

相模原市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年7月策定
(令和6年4月改定)
相模原市教育委員会

1 プログラム策定の背景

平成24年4月以降、全国各地で通学途上の児童が死傷する交通事故が相次いで発生しました。

これらの事故を受けて、「通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要である。」とのことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が示されました。

市教育委員会では、当該実施要領の規定に従い、学校、PTA、警察、道路管理者などの関係機関と相互に連携した上で、「緊急合同点検」を平成24年8月に実施するとともに、緊急性、実現性の高い箇所から安全対策を実施してきました。この関係機関連携による取組により、一定の成果が得られたことから、今後も継続的に通学路の安全対策に取り組むため、平成27年7月に「相模原市通学路交通安全プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定しました。

2 プログラム改定の趣旨

市教育委員会では、プログラムに基づき通学路の交通安全対策に取り組んできましたが、教育環境や地域事情の変化等により、様々な課題が浮かび上がってきました。

このため、プログラムを改定し、より効果的かつ効率的な通学路の安全対策の取組を進め、課題の解決を図るものです。

3 推進体制

市民、地域団体、警察、事業者、行政機関等が協力しながら通学路における交通安全対策を推進します。

市教育委員会は、市民、地域団体、警察、事業者、行政機関等で構成される「相模原市安全・安心まちづくり推進協議会」（以下「安心協」という。）へ定期的に通学路の安全対策の実施結果を報告し、意見を伺います。

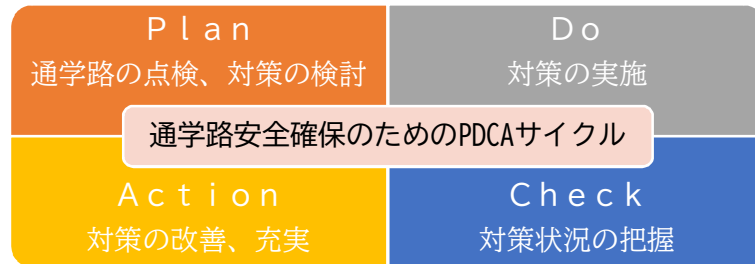
また、警察、道路管理者、市教育委員会等で構成する「通学路安全対策推進会議」（以下「推進会議」という。）において、実施した安全対策の評価を行います。

4 基本的方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、年間を通じて随時、通学路の交通安全対策を実施します。また、年間の取組みの成果を定期的に集約・把握し、安全対策の内容の改善・充実を行い、通学路の安全性の向上を図ります。

(2) 安全対策の進め方



ア 通学路の点検 (Plan①)

各学校は、毎年度の通学路の設定にあたり、P T Aや地域の協力のもと、通学路の安全性を確認するとともに、年間を通じて安全性を点検し、危険箇所を把握に努めます。

イ 対策の検討 (Plan②)

各学校は、P T Aや地域の協力のもと、点検により把握した危険箇所について、安全対策を検討します。

対策の検討にあたっては、過去に実施した対策についても確認し、効果的かつ実行性の高い安全対策を検討します。

ウ 改善要望 (Plan③)

各学校は、P T Aや地域の要望を取りまとめたうえで、随時、改善要望を市教育委員会に提出します。市教育委員会は、年間を通じて随時、学校から通学路の安全対策に係る改善要望を受け付けます。

エ 対策の実施 (Do)

市教育委員会は、学校からの改善要望を受け、現地の状況を把握した上で関係機関と連携し、安全対策を検討、実施します。

また、要望に応じて学校、P T A、市教育委員会、関係機関と合同で通学路を点検します。

オ 対策実施状況の把握と報告 (Check)

市教育委員会は、関係機関が行った安全対策の実施結果を定期的に取りまとめ、全市における対策実施状況を把握します。とりまとめた安全対策の実施結果は、安心協及び推進会議に報告し、意見を伺います。

また、要望された安全対策を実施できなかった箇所や代替策を講じた箇所について安全対策の評価を行います。

カ 対策の改善・充実 (Action)

市教育委員会は、安心協及び推進会議の意見等を参考に、さらなる安全対策の改善・充実を図るとともに、対策が不十分な箇所については代替策を検討します。

5 具体的取組

(1) 各学校に対する安全対策研修の実施

効果的かつ効率的に安全対策を実施するため、市教育委員会は、各学校に対して、通学路点検時の観点や対策検討方法についての研修を実施します。

(2) ハード面の安全対策の実施

危険要因の解消のため、グリーンベルトや横断歩道の設置等、関係機関と連携してハード面の安全対策を実施します。

また、対策の実施が困難又は実施まで時間を要する場合は、代替策として即効性の高い対策を実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

(3) スクールガード・リーダーの配置

警察官OB等の交通安全に関する専門的な知識を持った者をスクールガード・リーダーとして任用し、専門的な視点で通学路の点検や見守り活動者への指導、安全確保に関する学校への助言を行います。

(4) 学童通学安全指導員の配置

児童の通学上の安全を図るため、交通安全指導及び防犯対策指導を行う学童通学安全指導員(以下「指導員」という。)を通学路に配置します。

また、指導員の人員確保のため、学校や地域と連携した制度周知や、指導員の待遇改善等に努めます。

(5) 地域住民等による「ながら見守り活動」の勧奨

登下校時間帯に合わせて外に出て花に水やりをする、通学路を中心に犬の散歩をするなど、時間と場所を工夫して、何かをしながら登下校中の児童を見守る「ながら見守り活動」の勧奨を行います。

また、配送事業者等にも協力を依頼し、見守り体制の拡充に努めます。

(6) 見守り活動者を交えた情報交換会の開催

登下校中の児童の様子を共有し、学校における交通安全指導の内容検討の参考とするため、見守り活動者を交えた情報交換会を開催します。

6 公表

(1) 基本方針の公表

地域住民、道路利用者等の協力を得るため、本プログラムを相模原市の通学路における交通安全対策の基本方針として、市のホームページなどで公表します。

(2) 対策実施箇所の公表

安全対策実施箇所をとりまとめ、市のホームページなどで公表します。

(3) 通学路危険箇所の公表

スクールガード・リーダーによる点検時に確認した通学路上の危険箇所についてマッピングを行い、市のホームページなどで公表します。

以 上